

出荷制限指示後の管理の考え方

—野生きのこ—

野生きのこの出荷管理等については、十和田市及び階上町と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、野生きのこの出荷制限が指示された、十和田市及び階上町の協力を得て、当該市町における採取者に対し、出荷制限区域内における一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

集出荷団体、産直施設、地方卸売市場等に対し、出荷制限が指示された十和田市及び階上町産の野生きのこを扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にインターネット上による通信販売の監視を行い、出荷制限が指示された十和田市及び階上町産の野生きのこが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限区域以外から産出される野生きのこについては、当該市町村の直売所、県内の卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

また、当該野生きのこに産地の市町村名を表示するよう、出荷者及び直売所等に周知徹底する。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。